

黒潮町道の駅基本構想策定業務委託業務 公募型プロポーザル仕様書

1 目的

黒潮町の将来像を実現するために必要な道の駅として、3つの基本的な機能（休憩、情報発信及び地域連携）に加え、地方創生・観光を加速する拠点（地域経済発展、防災機能及び地域連携）となりうる「道の駅」の整備内容を検討し、求められる機能と施設の規模について、基本となる構想を策定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 事業名

道の駅基本構想策定業務

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年2月28日（金）まで

(3) 場所

黒潮町内

3 業務内容

本業務は、以下に示す項目について実施する。

(1) 基本構想の策定

① 計画条件の整理

黒潮町の現状（位置、沿革、交通、自然、景観、歴史、文化、産業、観光、法規制等）や課題を整理するとともに、黒潮町の将来像や実現に向けた基本目標や施策の整理、黒潮町の上位関連計画との道の駅整備事業の関連性や位置付け、同種・類似施設の立地条件、主要な道路の交通量等を整理する。

また、道の駅整備の参考とするため、他地域において整備、運営されている特色ある道の駅や、これに類する施設（自治体整備に限らない。）の概要についても併せて整理する。

② 基本理念の検討

ア 道の駅かみかわぐち（仮称）を活かした交流人口の拡大

イ 地元住民の日常的な利用の確保及び促進

ウ 黒潮町の特産品をはじめとする、地域資源の活用による地域経済の好循環

エ 来訪・再来訪につながる黒潮町及び幡多地域の魅力発信

③ 導入機能についての基本方針の検討

上記で整理した、基本理念の実現に資する、道の駅に必要な基本的な機能のほか、防災拠点機能や交通結節機能、既存の集客施設等と相乗効果を発揮するために求められる条件などについて整理し、施設整備の基本的な方針とする。

④ 建設予定地の土地造成の検討

土地の利用状況等や基本的な理念を勘案し、法規則、景観、事業性等の特性を整理した上で、土地の造成方法について検討する。案が複数ある場合は図面化し、各案の概算事業費を算出するほか、長所・短所を比較検討する。

⑤ 整備及び管理運営手法の検討

基本的な理念の実現に向けて、整備及び管理運営手法に関する考え方を整理した基本方針を検討する。

⑥ 基本構想（案）の作成

①～⑤をとりまとめた基本構想（案）を作成する。

⑦ 各種会議の開催支援

基本構想策定に係る各種会議の開催に際し、必要な資料データ作成や議事録作成等を行う。開催予定日は下記のとおり。

ア 「道の駅」整備検討委員会

委員は、学識経験者、公募委員等を含む者から構成する。令和7年2月28日までに4回程度開催する（その他必要に応じて開催する）。

イ 「道の駅」整備推進委員会

委員は庁内関係者から構成する。必要に応じて、随時開催する。

ウ 関係機関との協議

道路管理者等、関係機関との協議を行うための資料作成等の支援を行う。

エ 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、初回、納品時の他、上記各種会議の進捗に併せて随時行う。町担当者と密に連絡をとり、打ち合わせ後に記録簿を作成し、相互に確認する。

4 提出成果品

(1) 本業務に係る成果品は以下のとおりとする。

- ① 基本構想 正本（A4）2部、副本（A4）2部
- ② 完成予想図 カラー（A3）10部
- ③ 検討した土地造成の図面 （A3）5部
- ④ 業務報告書 1部
- ⑤ 上記の電子データ 一式

(2) 電子データの提出

電子データ等の提出については、官庁営繕事業に係る電子納品ガイドライン及び建築設計業務等に係る電子納品要領による。また、電子データは、最新のウイルスチェックを行うこと。

(3) 納品等の諸事項

- ① 成果物は、製本による図書と電子納品による。
- ② 使用する言語は日本語、数字は算用数字、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- ③ 電子納品は、CD-R又はDVD-Rに件名を表示して2部提出すること。
- ④ 町のホームページ等にて公表するため、不特定多数が閲覧可能なPDF形式のファイルに変換したものとする。
- ⑤ 製本化した成果物の元となったデータファイルも合わせて提出する。
・文書、表、グラフ・・・Microsoft Office ソフトの形式

- ・写真・・・JPEG 形式
- ・図面・・・DXF 及び JWW 形式
- ・その他・・・発注者が求める方式

⑥ デザインやレイアウトに配慮し、写真、イラスト及び表などを盛り込むほか、見やすい配色（カラーユニバーサルデザイン推奨のものなど）とし、文字はUD書体とするなど、読みやすいものとする。

(4) 著作権等について

提出図書等の著作権及び使用権は黒潮町に帰属する。

(5) 写真の著作権等について

受託事業者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、黒潮町が行う事務の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作権者名を表示しないことができる。
- ② 次に掲げる行為をしてはならない（ただし、あらかじめ黒潮町の承諾を受けた場合は、この限りではない）。
 - ・写真を公表すること
 - ・写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること

5 その他

- (1) この仕様書は、委託業務の概要を示すものであり、委託契約段階において、修正・追加等を行う場合がある。
- (2) 本仕様書に定めのない事項並びに仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。